

つながろう

OKITAMA

機関紙



連合置賜

2019年2月18日

2019 春闘特別号

連合山形置賜地域協議会

発行責任者: 佐藤浩昭

〒992-0042

米沢市塩井町塩野 1-1

米沢地区勤労者福祉会館内

2019春季生活闘争開始!!

いよいよ4月から労基法大幅改正!!

今こそブレイクスルー!!

すべての労働者の処遇改善と働き方の見直し!

【「底上げ・底支え」「格差是正」生活を守る闘いを】

連合山形置賜地域協議会

議長 佐藤浩昭



日頃より連合山形置賜地域協議会の運動にご理解とご協力を頂いております組合員の皆様には御礼を申し上げます。

2019春季生活闘争は、主要大手の賃上げ要求の骨格も示され、すでに闘いがスタートをしております。

1月28日に行われた「労使フォーラム」において、連合神津会長の「2%を基準とした月例賃金の引き上げの考え方」に対し、経団連中西会長は「手当や賞与を含めた年収ベースで考える。月給の一律引き上げとは立場が違う」という賃上げ手法の隔たりが鮮明となったマスコミ報道が行われております。

3月から6月にかけて食料品の値上げをはじめとした物価上昇や10月からの消費税10%課税を見据え、生活を守るための「実質賃金引き上げ」を何としても勝ちとらなければなりません。

また、昨年6月に成立した働き方改革関連法案により、改正された労働基準法による労使協約の成立に向けた対応も大切な課題となっております。

さらに私たち連合の、働く者・生活者の立場に立った政策実現のためにも、今春の第19回統一地方選挙において、推薦候補者全員当選に向けた闘いに必ず勝利しなければなりません。大変重要な課題を抱えた2019春季生活闘争であります。連合置賜は働く者を軸とする安心社会の実現のため、地域における世論形成をはじめとした各種行動に全力で取り組んでまいります。

2019春季生活闘争勝利に向け共に頑張りましょう。

## 2019 連合置賜春闘学習懇談会を各地区で開催しました

春闘における連合方針と取り巻く情勢の学習、そして働き方改革関連法についての対応法や中小労組参加者との意見・情報交換を行う場として、2016年度から毎年実施する「連合置賜春闘地域フォーラム」を、今年度も2月初旬に集中して4地区に出向き開催しました。

2月1日（金）には小国地区、同月2日（土）に米沢地区、同月8日（金）に東置賜地区、そして同月9日（土）に西置賜地区でそれぞれ開催し、今年度からは支援議員の皆さんにもそれぞれご参加いただき、合計49名が参加されました。



【2月1日（金）開催 小国地区】



【2月2日（土）開催 米沢地区】



【2月8日（金）開催 東置賜地区】



【2月9日（土）開催 西置賜地区】

今次春闘を取り巻く情勢については、特に4月から改正される労働基準法に対する課題について意見が交わされ、全企業一斉に年次有給休暇の取得義務化が始まる事から大いに関心を寄せるテーマとなりました。また、自組織として取り組むにあたっての課題や方策などについて、参加者同士での情報交換も積極的に行われました。

学習会終了後に引き続きで行われた情報・意見交換懇談会でも、今年度から支援議員団の皆さんにもご参加いただきながらひざを交えて沢山の情報交換が積極的に行われ、昨年度同様、大変有意義な企画となり得る事が出来ました。回を重ねる毎に構成組織の皆さんからのご理解も深まり規模も拡大してきましたが、引き続き、連合置賜地協の重点活動として内容の充実に努めて参ります。



## 2019構成組織春闘情勢調査結果のご報告

2013年度より毎年ご協力いただいております置賜地協構成組織の春闘情勢調査につきまして、今年度も2019春季生活闘争を取り組むにあたり企業情勢や各種春闘方針についての回答をお寄せいただきましたので、各項目における推移も併せて以下にご報告申し上げます。

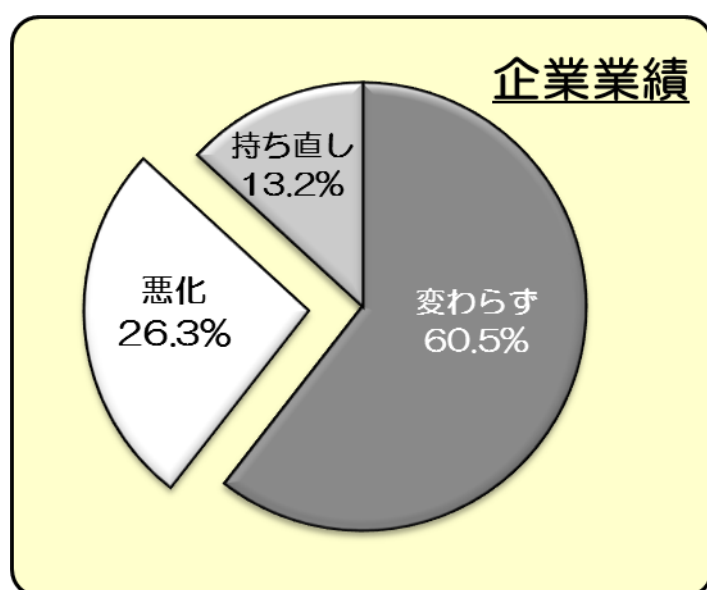
春闘取り組み準備の大変お忙しい中ご回答いただきました構成組織の皆さまに対しまして、改めて心から感謝申し上げますと共に引き続きのご協力を宜しくお願い申し上げます。

【参考値】	置賜地協構成組織数	回答数	回答率（昨年比）
	63組合	38組合	60.3%（8.0%減）

### 企業業績について

昨年同時期と比較した自組織の企業業績については、「変わらず」と答えた組合が60.5%（昨年比4.7%増）を占めた。但し、「変わらず」の中身としては、『引き続き好調』と『昨年と変わらず悪い』という回答も含まれる為、一概に業績が安定しているとは言い難い。また、「持ち直した」と答えた組合は13.2%（昨年比3.0%減）となった。

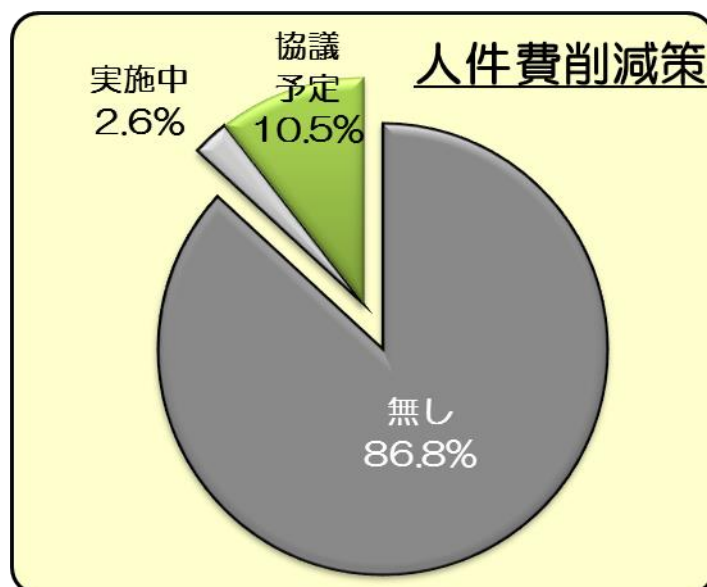
一方、「悪化した」と答えた組合が26.3%（昨年比12.3%増）となっており、世界経済の混乱から企業業績にも陰りが見え始めている事が伺え、以前として置賜地域における企業業績の地域間格差が進んでいる傾向でもある。



### 人件費削減策について

企業業績の悪化に対する会社施策として、賃金カットや新規採用の抑制、営業拠点の再編等における人件費削減策の実施有無については、「無し」と答えた組合が86.8%（昨年比5.4%増）となった。

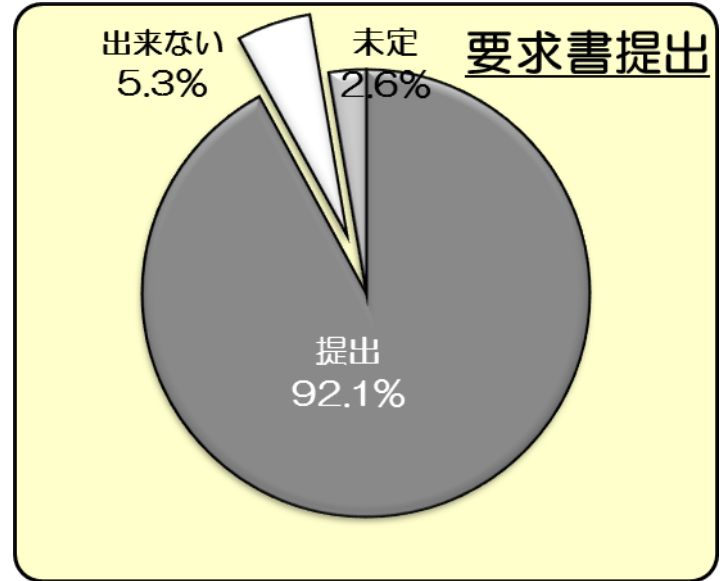
一方、何らかの施策を「実施中」と答えた組合は2.6%（昨年比6.7%減）となっているものの、「今後協議予定」と答えた組合が10.5%（昨年比10.5%増）となっており、企業業績の悪化から、今後労使間協議によって何らかの対策を迫られる組合が急増している事が伺えた。



## 要求書の提出について

2019春季生活闘争に取り組むにあたり、「要求書を提出する」と答えた組合は、全体の9割を超え92.1%（昨年比15.4%増）となった。「未定」と答えた組合が2.6%（昨年比13.7%減）となっており早期での提出判断が成された結果でもあるが、連合山形が従来から取り組んでいる要求書提出の重要性が認識されている事が伺えた。

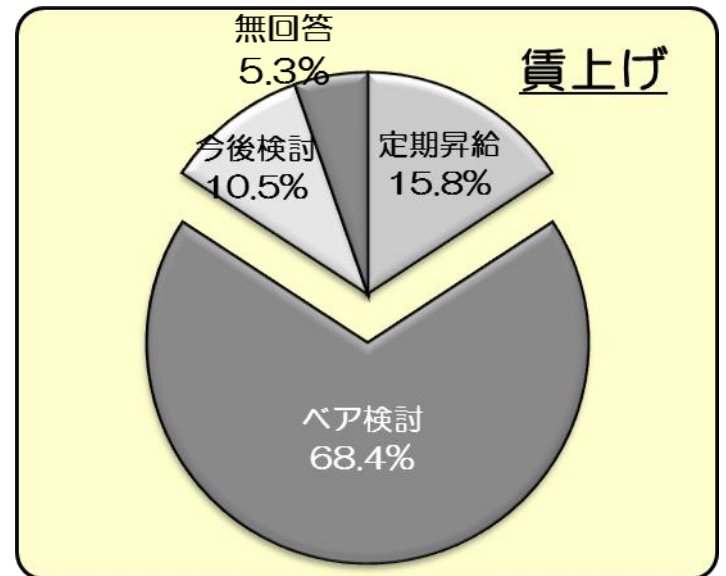
しかしながら、「提出出来ない」と答えた組合が5.3%（昨年比3.0%増）と増加している。要求書提出の重要性は認めつつも、交渉要求が極めて厳しい組合も増え始めている事から、様々な角度からの支援が急務であると感じた。



## 賃上げの取り組みについて

最後に、ベースアップ等の賃金引上げの取り組みについては、「ベア検討」が68.4%（昨年比26.5%増）と急増し、昨年に引き続き底上げ・底支え、格差是正に向けた要求方針が進められる姿勢と見受けられた。

また、ベア要求を断念し、「定期昇給（賃金構造の維持）」と答えた組合が15.8%（昨年比5.1%減）、「今後検討」と答えた組合が10.5%（昨年比17.4%減）となっており、自組織企業決算の見通しや大手労組などの動向を見据えた上での慎重な判断を強いられている傾向も伺えた。



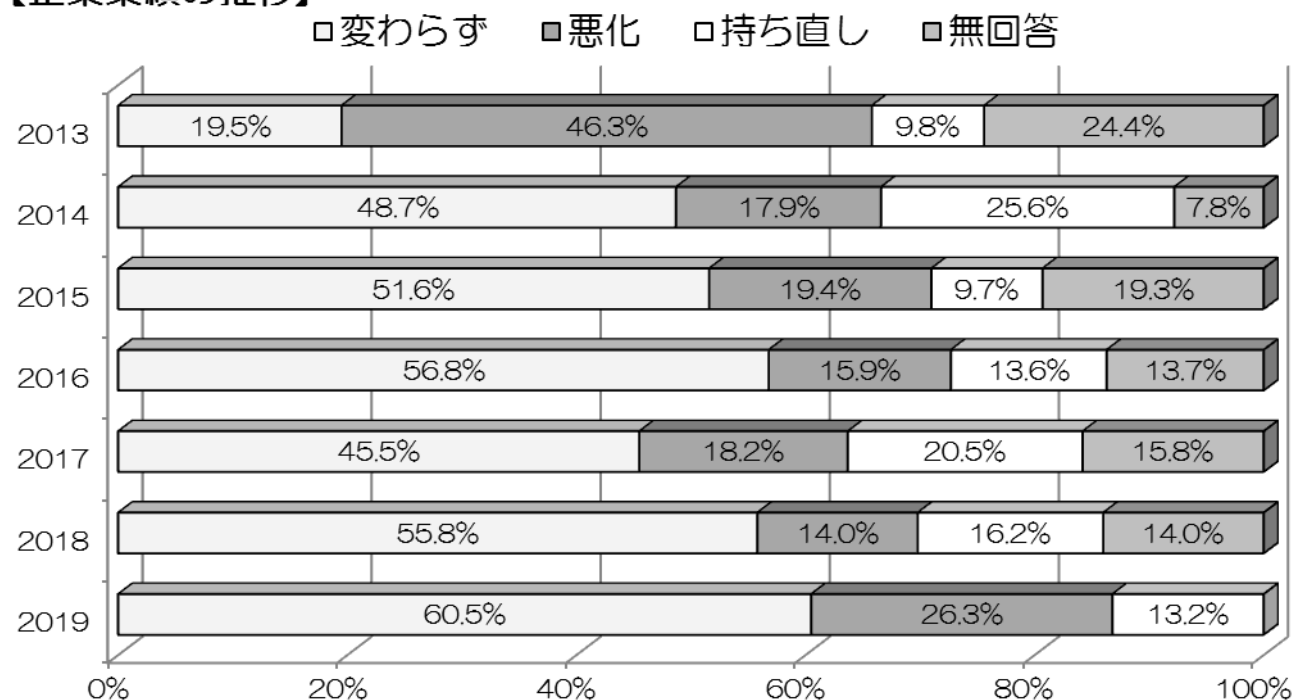
### 【補足説明】

本組織情勢調査は、昨年12月21日付けで各地区における春闘学習懇談会開催案内と併せ各組合へ送付し、1月25日を期限として寄せられた回答を基に集計した結果を記載しております。

従って、当該期間中、自組織はもとより加盟産別としての要求方針も確定していない中ご回答いただいた内容も含まれている事から、調査結果に対する見解はあくまでも参考程度に留めていただければ幸いです。

傾向としては、積極的にベースアップ要求を求める組合も増えているが、昨年に比べ企業業績に陰りが見える情勢の中での2019春闘を迎えた組合も増えており、要求書提出は行うものの、労基法改正への対応等賃上げ以外の要求交渉も多く含まれた中で労使間交渉に挑む流れが色濃くなってきております。（事務局）

## 【企業業績の推移】

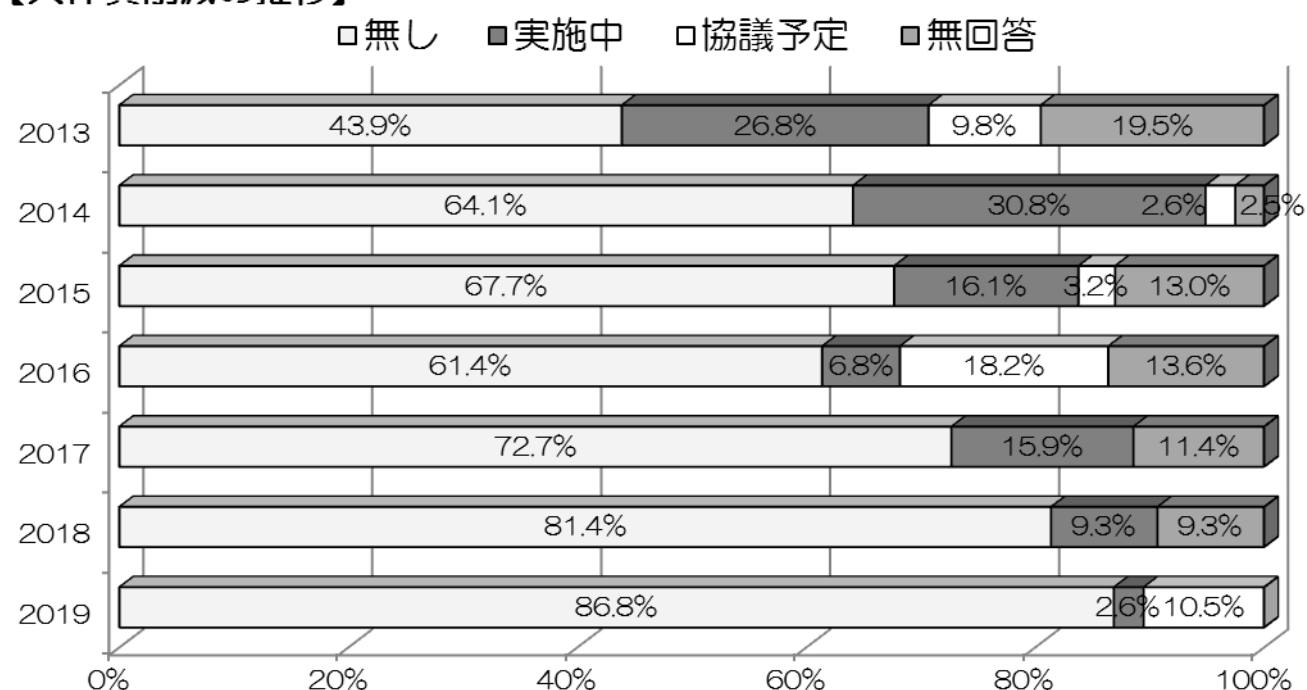


## 【過去7年間の「企業業績」に関する推移】

### ■回復基調から一転して業績悪化の兆し有り

・前年度と比較した企業業績としては、一転して業績悪化となった企業が増え始めています。一方で改善、もしくは引き続き好調な企業も有り、中国経済の低調や世界経済の混乱から、特に輸出関連企業において置賜地域でも地域間格差が拡がりつつあります。

## 【人件費削減の推移】

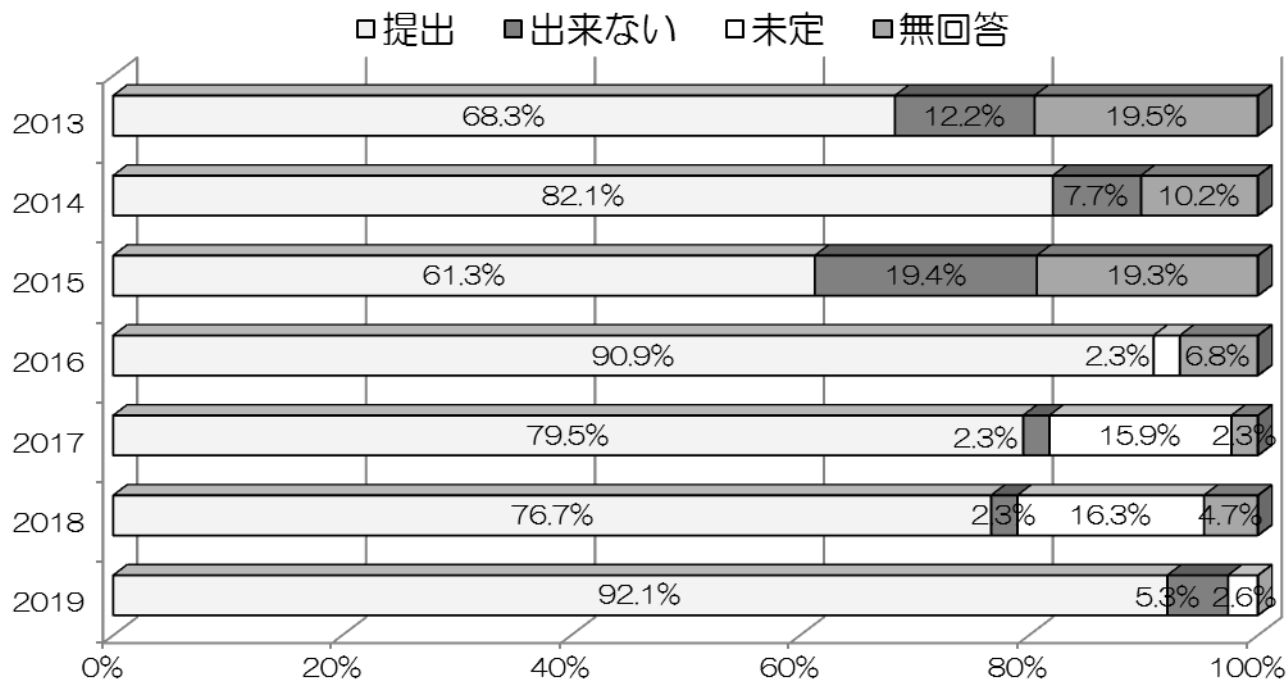


## 【過去7年間の「人件費削減」に関する推移】

### ■先行き不安が不安定な労働環境へ

・業績悪化により、人件費削減等何らかの会社施策を受け入れざるを得ない状況の推移としては、実施中、もしくは今後協議予定となっている組織が増加傾向にあり、経済の先行きが不安である事から、不安定な労働環境が未だ解消されていません。

## 【要求の推移】

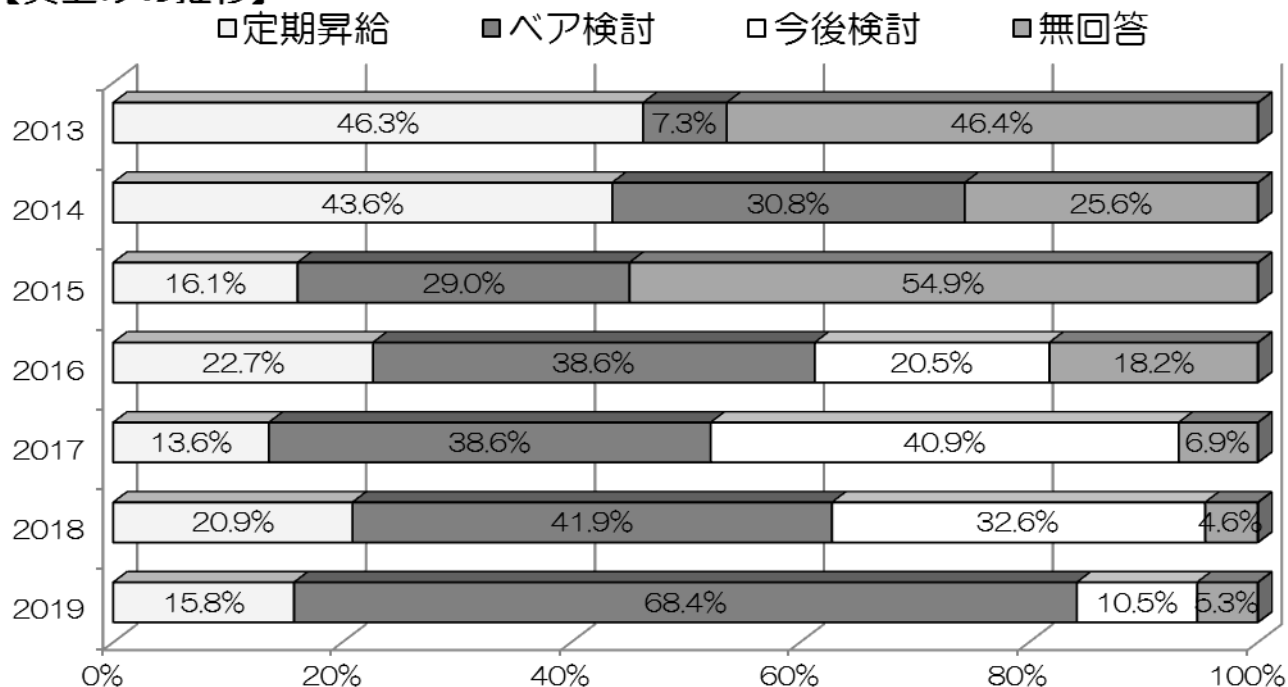


## 【過去7年間の「要求書提出」に関する推移】

### ■要求書提出の重要性は一気に増加

・昨年、一昨年と慎重な判断を強いられている組合が多かったものの、一転して2019年度は調査以来最高値となる結果となった。賃金交渉以外の労働環境改善要求に対する重要性も増しており、今春の労基法改正等に対する姿勢が増加に繋がっているものと思われます。

## 【賃上げの推移】



## 【過去7年間の「賃金の引き上げ」に関する推移】

### ■バア要求は底堅く推移するも先行きの不確実性が影響中

・人材確保や公租公課費の増加に対処すべく賃上げ要求を検討する組合が底堅く推移しているものの、先行きの不確実性が増している国内外の経済動向や自組織企業の採算悪化が起因し、定期昇給のみの要求に留め雇用の維持・確保、もしくは慎重な判断を強いられている状況が続いています。





# いよいよ2019年4月1日から

## 「年次有給休暇5日の取得義務化が始まります」

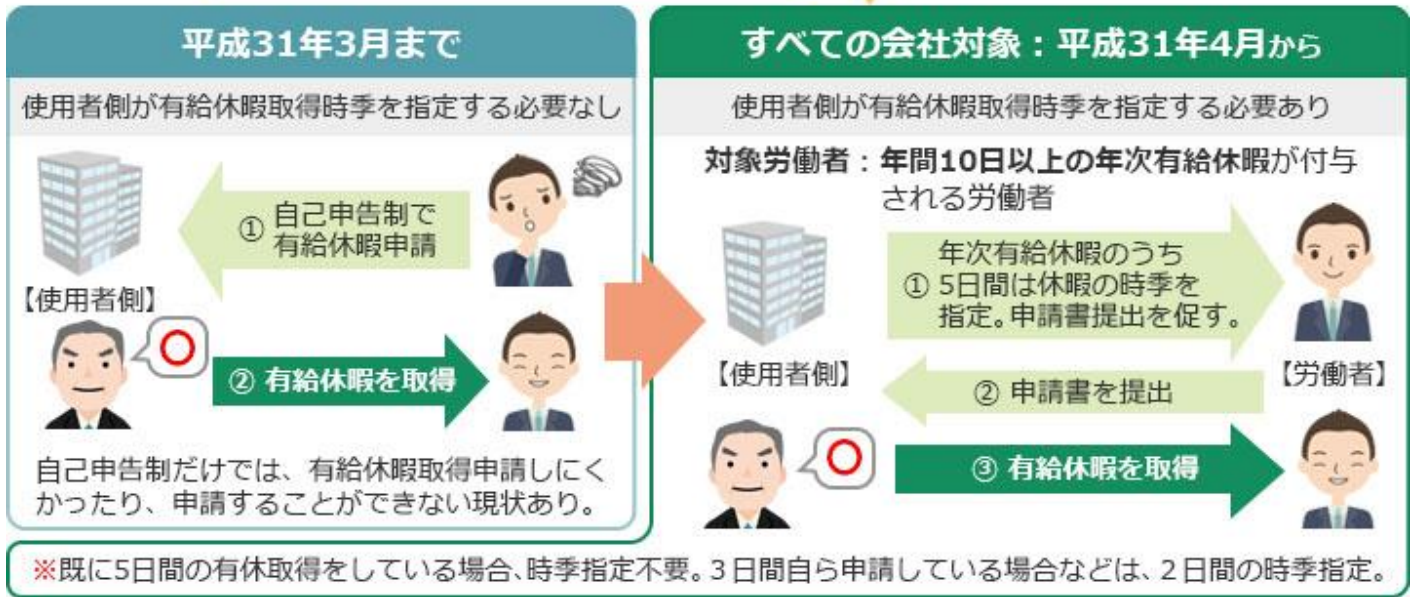
2019年4月1日から8つの働き方改革法が施行され、そのうち労働基準法の改正では、すべての会社で、年間の有給休暇消化日数が5日未満の従業員については、会社が有給休暇を取得するべき日を指定することが義務付けられました。



【働き方改革関連法案】労働基準法改正により  
**平成31年4月から  
年次有給休暇の時季指定が義務化**

### 【年次有給休暇とは】

雇い入れ日から6カ月連続で勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して付与する休暇



### 【Q&A】（厚生労働省見解）

- Q. 半日単位の年次有給休暇は控除可能か？
- A. 時季を指定すべき年5日から控除することが可。
- Q. 時間単位の年次有給休暇は？
- A. 時季を指定すべき年5日から控除することが不可。
- Q. 前年度から繰り越した日数を含めると10日以上は？
- A. 当年度に付与される法定の日数が10日以上が対象。
- Q. 指定した日に労働者が出勤した場合は処罰対象？
- A. 労基法第120条により処罰対象となる。
- Q. 違反した場合の処罰内容は？
- A. 違反した場合は、一人あたり30万円以下の罰金



ただし、労働基準監督署の監督指導において、法違反が認められた場合は、原則としてその是正に向けて丁寧に指導し、改善を図っていただくこととしています。

## 神津会長来る!! 連合山形2019春季生活闘争勝利総決起集会及び

### 第19回統一地方選挙勝利総決起集会が開催されます!

連合山形は2月13日に開催した第3回執行委員会において春闘方針を確立し、「月例賃金の引き上げにこだわり、「底上げ・底支え」「格差是正」を実現しよう!すべての労働者の立場にたった『働き方改革』を実現しよう!」のスローガンを掲げ、「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、全力で闘うことを確認しました。

今春季生活闘争における闘う意思の結集を図る為、そして第19回統一地方選挙推薦者全員の勝利を掴み取る為、下記のとおり総決起集会が開催されます。多くの参加をお願い致します!

### 【2019春季生活闘争勝利総決起集会】

#### ■第一部：デモ行進

⇒3月9日(土) 13:20出発(13:00山形市第二公園集合)

#### ■第二部：2019春季生活闘争勝利総決起集会

⇒3月9日(土) 14:10~15:10「山形市民会館 大ホール」

(次第) ◆主催者あいさつ：水戸会長

◆本部あいさつ：連合本部神津会長

◆情勢報告：設楽事務局長

◆決意表明：2産別2組織より

◆集会アピール採択

#### ■第三部：第19回統一地方選挙勝利総決起集会

⇒3月9日(土) 15:15~16:00「同会場にて」

(次第) ◆主催者あいさつ：水戸会長

◆本部あいさつ：連合本部神津会長

◆県議選候補予定者 自己紹介・決意表明

◆必勝アピール採択

◆団結ガンバロー



### 同日開催【青年・女性委員会2019春季生活闘争合同学習会】

#### ■第一部：2019春季生活闘争合同学習会

⇒3月9日(土) 10:00~12:00「大手門パルズ3階霞城」

(内容) 学習会：「働き方改革関連法」について

#### ■第二部：デモ行進

⇒3月9日(土) 13:20出発(13:00大手門パルズ1Fろうきん前集合)

#### ■第三部：「3.8国際女性デー」周知行動

⇒3月9日(土) 13:10~(山形市七日町「大沼デパート」前)

#### ■第四部：連合山形2019春季生活闘争勝利総決起集会に参加

詳細は、連合置賜地協や加盟産別からの参加要請を確認してください